

# 3 計画の評価



# 行動計画の評価について

## 1. 計画の構成

計画では、6つの基本目標、解決すべき「課題」（10項目）と施策（26項目）を設定しています。課題ごとに、計画期間の中間年度（平成27年度）と最終年度（平成32年度）における成果測定の目安となる「成果測定指標」を定めています。また、特に力を入れて取り組む事業や推進状況の目安となる事業を「目標管理事業」と位置づけ、5年後の平成27年度までの目標管理を行いながら推進します。個々の具体的な事業は（120項目）を選定しました。

## 2. 評価の方法と全体像

### （1）評価主体

#### ① 行政内部自己評価

個々の具体的な事業の推進状況について、市の担当所管課がそれぞれ自己評価を行った上で、計画の6つの基本目標における10の課題ごとに、「女と男がともに生きる行動計画推進会議」（副市長を会長とし部長相当職で構成する市の内部会議。以下「推進会議」という。）で総合的な評価を行っています。

#### ② 外部評価（「男女共同参画社会推進協議会」による評価）

市民や学識者で構成する「男女共同参画社会推進協議会」（以下「推進協議会」という。）が、計画の推進状況の実績と市の自己評価も参考に、客観的な評価と提言を行っています。

### （2）評価方法と評価内容

#### ① 外部評価及び行政内部自己評価における評価にあたっての視点

評価の際は、その事業をきちんと実施したかどうかという観点だけでなく、その事業が計画の基本目標や課題、施策の方向に照らして、男女共同参画が実際にどれだけ推進されたかを判断して評価をしています。

#### ☆計画の基本目標（1～6）ごとの視点

- 1 政策・方針決定過程への男女の参画など、あらゆる分野で男女の隔てなくバランスよく参画を推進しているか。
- 2 社会の固定的な性別役割分担意識（男だから、女だから等）に捉われずに、教育や地域の間などで、男女平等・男女共同参画の意識の醸成や啓発が図られているか。
- 3 女性に対するあらゆる暴力の根絶など、互いの性と人権を尊重する社会を創る取り組みが行われているか。
- 4 男女問わず就職や再就職など雇用の機会を創出するとともに、子育て、介護等をともに担い、仕事と生活が調和できる社会環境を整備する取り組みが行われているか。
- 5 ひとり親家庭や一人暮らしの高齢者など、特に困難な状況にある人々への支援を通して、男女それぞれの生活が安定し、自立を促す取り組みが行われているか。
- 6 「女と男がともに生きる行動計画」の着実な推進に向けて、事業の充実、市民参画等の取り組みが行われているか。

## ②外部評価及び行政内部自己評価における評価の推進レベル

### \* 「推進レベル」

推進状況の総合的な評価を点数によって表したものです。

10点	目標を達成した
7点	目標に向かってかなり推進した
4点	目標に向かってあまり推進できなかった
1点	目標に向かって推進できなかった

## ③行政内部自己評価の方法と内容

上記の視点及び推進レベルに基づいて、男女共同参画が実際にどれだけ推進されたかを判断して評価しています。

### ㊦ 課題別推進状況（「課題別推進状況シート」）

6つの基本目標における10の課題ごとに推進状況の評価しています。

内容は以下のとおりです。

### \* 「成果測定指標」及び「目標管理事業」

「成果測定指標」として設定した、平成27年度数値目標に対する平成23年度実績を記載するとともに、庁内の推進会議において、該当課題への取組みの「推進レベル」を1点～10点で総合評価し、さらに「評価説明・今後の課題」の欄に、なぜその点数としたのか、また今後の課題を記載しています。

### ㊧ 事業別推進状況（「事業別推進状況内訳シート」）

個々の事業の推進状況について、市の担当所管課が「平成23年度実績」「推進レベル」「評価説明・今後の課題」を記載しています。

### \* 「各事業の推進レベル参考値（平均値）」

該当課題に位置づけられている各事業について、市の担当所管課が自己評価した「推進レベル」の点数（1点～10点）の平均値を、参考値として記載しています。

## ④「推進協議会」による外部評価の方法と内容

おもに、「成果測定指標」と「目標管理事業」の実績を中心に、あわせて、行政内部自己評価の結果を参考に、評価と提言を行っています。

### ㊦ 推進協議会からの提言書

### \* 「重点評価項目」及び「推進状況における評価全般」

平成23年度の評価において特に重点的に評価を行った点と、課題別推進状況評価の結果全般の中から、今後の男女共同参画の推進について、推進協議会からの提言を行っており、最も重要な評価の部分です。なお、審議にあたっては、「推進会議」委員との意見交換会と所管課へのヒアリング（今回は防災安全課、教育指導課、子育て支援課、経済観光課）を行いました。

### ㊧ 課題別推進状況（「課題別推進状況シート」）

計画の課題ごとに、行政内部自己評価をふまえて推進協議会で審議し、「成果測定指標」の平成23年度実績及び行政内部自己評価をもとに、外部評価を行い、推進レベル、評価内容を記載しています。

また、「目標管理事業」等の平成23年度実績及び行政内部自己評価をもとに、各課題における総合評価を記載しています。

# 平成23年度 女と男がともに生きる行動計画推進状況評価における提言書

平成24（2012）年11月

多摩市男女共同参画社会推進協議会  
会長 広岡守穂

平成23年度の行動計画推進状況評価は、平成23年～32年までの新行動計画の最初の評価の年となります。今回からの評価では、行動計画の推進状況実績を中心に、行政の内部評価も参考にしながら、まず、重点的に評価をする項目を決めました。この理由は、市民の目から見た重要課題がなにであるかをはっきりとさせ、メリハリのきいた評価を行うためです。重点評価項目を中心に評価を行うために、関係所管課への事業ヒアリングを行い、また、副市長や各部長で構成されている庁内会議「女と男がともに生きる行動計画推進会議」との意見交換会も実施いたしました。その評価内容をこの提言書の中に盛り込んでいます。あわせて、課題別推進状況書で評価した内容で、推進協議会として特に重要と考える内容については、改めて本提言書に盛り込んで記載しています。

本提言書の内容を真摯に受け止めて、多摩市におけるより一層の男女平等・男女共同参画の取組みが推進することを期待します。

## 1. 重点評価項目について

### 【平成23年度における重点評価項目について】

平成23年度の重点評価項目として、「政策・方針決定過程への男女共同参画の推進」、「『男だから、女だから』でない多様な可能性を開く教育と学習の推進」、「男女平等の就労環境整備」・「『仕事と生活の調和』（ワーク・ライフ・バランス）の実現」の3点を取り上げました。

以下に重点評価項目として取り上げた理由と評価結果を述べます。

#### （1）「政策・方針決定過程への男女共同参画の推進」

##### （重点評価項目として取り上げた理由）

成果測定指標	①市の委員会・審議会における女性委員の比率 ②女性、男性が一人もいない市の委員会、審議会の数
--------	---

成果測定指標①「市の委員会・審議会における女性委員の比率」は、旧行動計画でも進捗状況を評価していますが、職指定、団体推薦等の理由で平成 21 年度と同率になっています。成果測定指標②「女性、男性が一人もいない市の委員会、審議会の数」は、新行動計画で新たに設定された指標です。

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災を受けて、防災計画、防災対策、避難所の問題等を考える上で、女性の視点を取り入れることが課題となっています。特に、「多摩市防災会議」、「多摩市消防委員会」などは女性委員が少ない状況です。委員の選出に職指定等の問題があることは認識していますが、女性委員を増やす新たな取組みができないか、防災計画等において男女・ジェンダーの視点をどのように取り入れるか、現状を把握したうえで評価し、意見交換をするために、重点評価項目として取り上げるものです。

### （評価の結果及び提言）

「多摩市防災会議」委員は、全 25 人中女性 3 人、比率 12%となっており、学識経験者の枠で女性委員を登用する取組みを行っていますが、今後も更に女性委員を増やすよう、柔軟に対応することを期待します。

防災は日頃からの備えや意識啓発が重要です。避難所の立ち上げ・運営訓練等の実践的な訓練の実施、研修時等での啓発等を積極的に行うことで、そこから分かった様々な課題を計画に反映することができます。更に、防災計画に発災時における女性センターの位置づけを予め明記しておいた方が良いのではないのでしょうか。女性の視点を取り入れた避難所運営の初動体制マニュアルへの記載や、女性が意見を言える体制づくり、日頃からの意識啓発を行うことも必要です。

また、防災分野以外の他の委員会・審議会においても、女性委員の比率が低い、もしくは女性のいない委員会もあります。女性委員が増えるよう創意工夫し、積極的な取組みを進めることが必要です。

## （2）『男だから、女だから』でない多様な可能性を開く教育と学習の推進

### （重点評価項目として取り上げた理由）

成果測定指標 ⑤男女平等・男女共同参画に関する教職員研修の実施回数
-----------------------------------

成果測定指標⑤「男女平等・男女共同参画に関する教職員研修の実施回数」は、新行動計画で新たに設定された指標です。「男だから、女だから」といった固定的な性別役割分担意識にとらわれない多様な可能性を開く意識形成に向けて、学校における取組みは非常に重要です。男女平等・男女共同参画に関する教職員研修を実施することで、研修の成果をどのようにとらえ、学校現場に活かされているのか、現状を把握したうえで評価し、意見交換をするために、重点評価項目として取り上げるものです。

### （評価の結果及び提言）

成果測定指標⑤は、指標としては実施回数ですが、男女平等・男女共同参画に関する教職員研修を実施することで、それが学校経営や教職員の獲得目標、授業にどのように反映されているか、成果として現れているケースがあればそれが分かるような評価説明をするとともに、取組みを推進するよう期待します。

また、子どもたちが様々なメディアから誤った情報を手に入れる状況もあります。情報モラルを身につけ、情報を安全に利用するよう指導することも必要です。

例えば、教育分野でどのような進捗があるかを把握することが必要ではないでしょうか。児童生徒に対して男女平等・男女共同参画に関する意識調査を実施して、今後の男女平等教育を検討する手法も考えられます。他の自治体では実際に意識調査を行った事例もあることから、それらを参考にして実施を検討してはいかがでしょうか。

課題の「『男だから、女だから』でない多様な可能性を開く教育と学習の推進」を効果的に推進していくためには、教育委員会が男女共同参画に関する知識を踏まえて、指導力を発揮することが重要です。是非、積極的に取り組んでいただくよう期待します。

## （3）「男女平等の就労環境整備」・「『仕事と生活の調和』（ワーク・ライフ・バランス）の実現」

### （重点評価項目として取り上げた理由）

成果測定指標 ⑩市内企業・事業所等を対象とした講座の実施回数 ⑪保育所待機児童数の待機率（4月1日待機児童数／認可定員）
---

男女ともにワーク・ライフ・バランスが実現でき、仕事にも生活にも男女がともに参画できる社会にするためには、多様な保育サービスを充実することが必要であるとともに、働きたい人が働きやすい環境を整えることが必要です。

子育て支援課には保育所の待機児童数の解消に向けた取組み、今後の保育をどのように考えていくか等について、経済観光課には事業者にとって、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けてどのような課題があるか等について現状を把握したうえで評価し、意見交換をするために、重点評価項目として取り上げるものです。

### （評価の結果及び提言）

保育所待機児童数の待機率削減について、保育所の定員を増やし、努力していることは評価しますが、待機児童数の待機率を0に近づけることは非常に重要な課題です。子どもを保育所に預けて仕事をしたい、自己実現をしたいという女性の生き方の選択肢を狭めることがないよう、引き続き、待機率削減に向けたより一層の取組みを進めることが求められます。

また、今後働きたいと考えている人と中小企業との出会いの場が不足している状況もあると考えます。例えば、企業と働きたい人との出会いの場を設ける仕組み等について検討してはいかがでしょうか。更に、企業等に対しても、仕事や子育て、介護をともに担いながら、ワーク・ラ

イフ・バランスを実現できるよう、働きかけていく必要があります。

子育て支援課、経済観光課、女性センター等の関係部署が協力・連携した取組みを推進するよう期待します。



## 推進状況における評価全般について

### 【ドメスティック・バイオレンス（DV）防止に向けたより一層の取組み】

#### （DV根絶・被害者の保護、デートDV防止の啓発に向けて更なる取組みの強化を）

平成13年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）の制定を契機に、配偶者等から振るわれる暴力（DV）が重大な人権侵害であることが社会的に認識されつつあります。また、恋人など親密な若い男女間で起こる暴力（デートDV）が問題となっています。DVは許されないという意識が広がり、相談する人は増えてきていますが、未だに相談しない人、相談出来ない人は多く、表に出ていない暴力は実際には相当多いものと考えられます。

これには、暴力は犯罪であり、間違った行為であることを、市民に身近な市の相談窓口や各種講演会等の場でお知らせし、これまで以上に広く啓発に力を入れ、充実していくことが必要です。

また、若年層を対象としたデートDV防止に向けた啓発や、相談場所の情報提供等も重要です。例えば、デートDVをテーマに、学校への出前講座を実施してはいかがでしょうか。更に、若年層の性行動・意識が大きく変わりつつある中で、女性の性的自己決定権の尊重という視点から、取組みを検討、充実させることも必要だと考えます。

DV根絶・被害者の保護に向けて、相談の充実、被害者の早期発見や適切な保護、生活の自立に向けた支援など、関係機関の連携を更に強化し、現場の事情を踏まえた有効な取組みをより一層推進する必要があります。

更に、DVに関する連続講座の開催、被害者支援に取り組む人材や団体・グループの育成を視野に入れた事業に取り組むことも必要です。民間シェルター団体との連携による被害者支援についても検討していくべきではないでしょうか。

### 【女性のエンパワメントに向けた各種取組みの充実】

#### （女性の参画に向けた取組みの工夫を）

あらゆる場に男女がバランスよく参画することは、男女平等・男女共同参画社会を実現するために重要ですし、女性の人材育成と地域で活躍する女性の参画の促進に向けては、生涯学習の役割が非常に重要です。

誰に対しても、自由に自己実現が出来るチャンスを平等に提供し、女性の自己実現の機会を提供するために、例えば、子育て中の女性を対象とした講座であれば、保育を付け、参加者のネットワークを作り、次のステップに踏み出す機会を提供することが必要です。講座終了後には社会活動・NPO活動、就業・起業につながるような、一步踏み出すところまでを視野に入れた取組みを実施してはいかがでしょうか。

また、子育て中の女性たちは力を持ちつつも人とふれあう機会がなく、孤立して悩む人も多い状況です。女性たちがこれからどのように生きるかを考え、力をつけ、子育てだけでない自分自身に立ち返れるステップアップの場を作ることも必要です。

女性たちが力をつけ、地域活動、社会活動に積極的に踏み出すよう、取組みを検討・実施し、事業実施後にはフォロー調査も実施するなど、取組みをより一層推進していくことを期待します。

## **【行動計画の推進に向けて】**

### **（新行動計画の具体的な推進に向けて）**

今回は新行動計画で初めての評価を行いました。旧行動計画の推進状況を踏まえ、新行動計画に基づいてどれだけ推進できたのか、改めて振り返る機会となったことと思います。新行動計画は、少子高齢化や経済状況の変化など、大きな社会変動を見据えて作成されています。そうした新行動計画に臨んでいくということを改めて認識し、長期的な視野を持ちつつ、中期的な見通しを立てた上で1年ごとに具体的に推進していくことが求められます。

## **【（仮称）多摩市男女平等推進基本条例の制定に向けて】**

### **（条例制定に向けて着実な取組みを）**

新行動計画では「市民とともに取組みを進める根拠となる条例を制定します」と記載され、また目標管理事業にも指定されています。平成24年度に「（仮称）多摩市男女平等推進基本条例検討懇談会」を設置し、条例の制定に向けた具体的な内容について検討するステップを作ったことは評価します。今後、市民とともに推進する条例の制定に向けて、着実に取組みを進めることを期待します。